

○「飼料の安全性の確保に係る家畜事故等発生時等の措置指針の制定について」(平成15年8月22日付け15消安第991号農林水産省消費・安全局長通知)の一部改正(案)新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

改正後	改正前
<p data-bbox="846 596 1077 671">15消安第991号 平成15年8月22日</p> <p data-bbox="734 775 1077 807">農林水産省消費・安全局長</p> <p data-bbox="266 911 1048 986">飼料の<u>安全</u>の確保に係る家畜事故等発生時等の措置指針について</p> <p data-bbox="183 1090 1106 1257">飼料の<u>安全の確保</u>については、従来から、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和28年法律第35号。以下「飼料安全法」という。)その他の関係法令等に基づく立入検査等を通じて推進してきたところ<u>です</u>。</p> <p data-bbox="183 1270 1106 1388">他方、食品の安全に対する国民の関心の高まりの中で、畜産の基礎的な生産資材である飼料の<u>安全</u>の確保を徹底し、安全な畜産物の供給に万全を期すため、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の一部</p>	<p data-bbox="1809 596 2040 671">15消安第991号 平成15年8月22日</p> <p data-bbox="1697 775 2040 807">農林水産省消費・安全局長</p> <p data-bbox="1229 911 2011 986">飼料の<u>安全性</u>の確保に係る家畜事故等発生時等の措置指針の<u>制定</u>について</p> <p data-bbox="1146 1090 2069 1257">飼料の<u>安全性</u>については、従来から、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和28年法律第35号。以下「飼料安全法」という。)その他の関係法令等に基づく立入検査等を通じて<u>確保・推進</u>してきたところ<u>である</u>。</p> <p data-bbox="1146 1270 2069 1388">他方、<u>近年</u>の食品の<u>安全性</u>に対する国民の関心の高まりの中で、畜産の基礎的な生産資材である飼料の<u>安全性</u>の確保を徹底し、<u>安全かつ安心</u>な畜産物の供給に万全を期すため、<u>今般</u>、飼料の安全性の確保及び品質</p>

を改正する等の法律（平成15年法律第74号）が、平成15年7月1日から施行されているところです。

こうした状況に対応して、今後、飼料の安全の確保を一層徹底するため、改正後の飼料安全法等に違反する飼料（以下「違反飼料」という。）の流通や飼料に起因する有害畜産物の生産等が発生した場合には、関係機関等が緊密に連携し、原因の究明やこれらの飼料の流通防止等の措置を速やかに行う必要があります。

このため、違反飼料の流通や有害畜産物の生産等が確認された場合の措置指針が別紙のとおり策定されていますので、同指針に基づく迅速・適切な対応を行われるようお願いいたします。

別紙

#### 飼料の安全の確保に係る家畜事故等発生時等の措置指針

##### 第1 目的

本指針は、有害飼料の使用に起因して有害畜産物が生産され、若しくは家畜等の生産が阻害されること（以下「家畜事故等」という。）又は家畜事故等による被害の拡大を防止するため、有害飼料の流通及び家畜事故等の発生が認められた等の場合に飼料等の関係者が講ずべき措置を定め、関係者の迅速かつ適切な対応の確保を図ることにより、飼料の安全の確保に万全を期することを目的とするものである。

##### 第2 関係者が講ずべき措置の指針

- 1 国、都道府県及び独立行政法人農林水産消費安全技術センター（以下「行政機関等」という。）は、飼料の安全性の確保及び品質の改善

の改善に関する法律の一部を改正する等の法律（平成15年法律第74号）が成立し、平成15年7月1日から施行されたところである。

こうした状況に対応して、今後、飼料の安全性の確保を一層徹底するため、改正後の飼料安全法等に違反する飼料（以下「違反飼料」という。）の流通や飼料に起因する有害畜産物の生産等が発生した場合には、関係機関等が緊密に連携し、原因の究明やこれらの飼料の流通防止等の措置を速やかに行う必要がある。

このため、違反飼料の流通や有害畜産物の生産等が確認された場合の措置指針を別紙のとおり策定したので、同指針に基づく迅速・適切な対応を行われるようお願いする。

別紙

#### 飼料の安全性の確保に係る家畜事故等発生時等の措置指針

##### 第1 目的

本指針は、有害飼料の使用に起因して有害畜産物が生産され、若しくは家畜等の生産が阻害されること（以下「家畜事故等」という。）又は家畜事故等による被害の拡大を防止するため、有害飼料の流通及び家畜事故等の発生が認められた等の場合に飼料等の関係者が講ずべき措置を定め、関係者の迅速かつ適切な対応の確保を図ることにより、飼料の安全性の確保に万全を期することを目的とするものである。

##### 第2 関係者が講ずべき措置の指針

- 1 国、都道府県及び独立行政法人農林水産消費安全技術センター（以下「行政機関等」という。）は、飼料の安全性について、飼料の安全

に関する法律（昭和28年法律第35号。以下「飼料安全法」という。）、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号。以下「成分規格等省令」という。）及び「飼料の有害物質の指導基準及び管理基準について」（昭和63年10月14日付け63畜B第2050号農林水産省畜産局長通知。以下「指導基準」という。）その他関係法令等に違反する飼料（以下「違反飼料」という。）の流通及び家畜事故等の発生が認められ、又は疑われたときは、相互に連携を図り早急にその実態の把握、原因の究明等を行う。また、これらの原因となった飼料の出荷停止、回収その他必要な措置を講じて違反飼料の流通を防止するとともに、食品衛生担当部局と緊密に連携し、有害畜産物の生産や流通を防止する。さらに、違反飼料の製造業者、輸入業者、販売業者等の関係者（以下「製造業者等」という。）に対し、再発防止に係る改善措置を行わせる。

2～4 （略）

第3 （略）

性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号。以下「飼料安全法」という。）、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号。以下「成分規格等省令」という。）及び飼料の有害物質の指導基準（昭和63年10月14日付け63畜B第2050号農林水産省畜産局長通知。以下「指導基準」という。）その他関係法令等に違反する飼料（以下「違反飼料」という。）の流通及び家畜事故等の発生が認められ、又は疑われたときは、相互に連携を図り早急にその実態の把握、原因の究明等を行う。また、これらの原因となった飼料の出荷停止、回収その他必要な措置を講じて違反飼料の流通を防止するとともに、食品衛生担当部局と緊密に連携し、有害畜産物の生産や流通を防止する。さらに、違反飼料の製造業者、輸入業者、販売業者等の関係者（以下「製造業者等」という。）に対し、再発防止に係る改善措置を行わせる。

2～4 （略）

第3 （略）